

## 11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp](mailto:seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp)ホームページ <http://www.seko-tax.com/><http://www.healing-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第25号を発行させていただきます。

この3連休、みなさんはどう過ごされましたでしょうか？私  
は、2日・3日の1泊2日で島根県の出雲・松江に行ってきました。  
撮影した写真の整理がまだ済んでいないので、出雲・松  
江で撮影した写真は、来月号にてご紹介させていただきます。

今月は、先月に京都府の美山に行った際に撮影した写真を掲  
載させていただきます。

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピッ  
クアップとしまして、**会社が加入する生命保険料について その  
3、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**薬  
(クスリ) はリスク！？ その2** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。



(写真は、美山町のかやぶきの里です)

## 2 会社が加入する生命保険料について その3

今月も先月に引き続きまして生命保険について取り上げて

いきます。

先月号では、役員退職金について取り上げましたが、今月号  
では、社長が病気で入院または死亡した際でも事業を継続させ  
ていくための準備としての生命保険の活用について取り上げ  
させていただきます。

## ○社長が病気で入院または死亡した際の備えとは

## 1 事業を継続させるために

規模の小さな法人は、社長に頼っている比率が高い、例えば、  
「社長の技術であるから事業が成り立っている」、「社長の信用  
があるから取引をしてもらっている」、「社長の信用によって金  
融機関から借り入れができています」などが挙げられます。

上記のような状況の法人で、社長が病気で数か月入院または  
死亡してしまった場合、会社を続けていくことが可能なのかど  
うかを前もって考えておく必要が生じてきます。

考えておくこと具体例を下記に示しておきます。

- ① 社長が会社を離れている期間、売上がどの程度減少してしま  
うのか？
- ② ①の状況で会社の資金繰りに支障を来さないのか？
- ③ 資金繰りに支障をきたす場合にどのように資金を工面す  
るのか？
- ④ 金融機関から新規の借入を申し込んで融資をしてもらえ  
るのか？
- ⑤ 融資を断られるまたは融資をしてもらえたが希望額を融  
資してもらえなかった場合、不足分をどう工面するのか？

上記のことだけを考えておけばいいということではござい  
ませんが、考えていただいたうえで資金繰りに不安があるとの

ことなら、資金繰りでの不足を補うために生命保険を活用するという方法があります。

ここでは詳細な生命保険の商品をご紹介するまではいたしません。ただどういう種類の生命保険を選択するかということのみお伝えしておこうと思います。

会社を不在にする理由	必要な保障
経営者が死亡した時	死亡保険金が支給される生命保険 解約払戻金がある生命保険
経営者が数か月病院に入院する時	総合医療保険で入院給付金が支給される生命保険 解約払戻金がある生命保険
経営者が重大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）罹患により中長期会社を不在にする時	重大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）保険金が支給される生命保険 解約払戻金がある生命保険

上記の表の補足をしておきますと

経営者が死亡した時には、経営者の遺族の方への役員退職金支給と会社の当面の運転資金を確保するため

経営者が数か月病院に入院する時には、経営者へのお見舞金支給と会社の当面の運転資金を確保するため

経営者が重大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）罹患により中長期会社を不在にする時には、経営者へのお見舞金支給、そのまま会社に復帰する見込みがないなら役員退職金支給と会社の当面の運転資金を確保するため  
ということになります。

生命保険についての説明は今月で一旦終了とさせていただきます。



(写真は、美山かやぶきの里です)

### 3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

#### 酒税関連

日経新聞に「ビール系、酒税差圧縮 ビール下げ「第三」など上げ 政府・与党検討」、との記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府・与党はビール系飲料にかかる酒税について、酒類間の税額格差を段階的に縮小する方向で検討に入った。
- ・ビールにかかる税額を引き下げ、ビールよりも税額の少ない発泡酒や第三のビールを引き上げる。
- ・増減税同額の税収中立とする方針だ。酒税が商品価格に大きく影響し、市場の競争環境を過度にゆがめていると判断した。
- ・12月にまとめる15年度税制改正大綱に実施時期や縮小幅を盛り込む方向。
- ・ビール系飲料にかかる酒税は、麦芽の比率など使われている原料に応じて税額に差がある。

350m 1 缶のビールの税額 77 円

350m 1 缶の発泡酒の税額 47 円

350m 1 缶の第三のビールの税額 28 円

と書かれておりました。

\* 普段ビールを飲んでいる方々は賛成されるのでしょうか、そうではなく第三のビールなどを普段飲んでいる方々とすれば反発したくなる税制ですから、見直し作業は難航するのでしょうか。

#### 中小企業の転廃業・再生関連

日経新聞に「中小の転廃業・再生促す 地域支援機構の改正法施行」との記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府系ファンドの地域経済活性化支援機構の機能を強化する改正機構法が14日、施行された。
- ・転廃業を考える中小企業経営者の債務を買い取ったり、経営や再生の専門家企業に派遣したりして企業の新陳代謝を促すのが柱。
- ・地銀がこうした企業の再生や地域活性化のファンドを作りやすくする支援業務も新しく始め、地方へのリスクマネー供給拡大を後押しする。
- ・今回の改正は投資回収を確実にするため、企業への専門家派遣を解禁し、焦げ付きを最小限に抑える手当をした。

と書かれておりました。

\* 廃業や転業を経営者が行いやすくなることによって傷が浅いうちに再挑戦を行えるような仕組みに近づいていけばいいのですが。

## 配偶者控除の所得税改革関連

日経新聞に「専業主婦優遇「103万円の壁」は幻？ 真の壁は「130万円」 社会保険料が発生 手取り急減、改革急務」、「配偶者控除など所得税改革 来年度改正は見送り」、「配偶者控除 働き方に中立に 「夫婦単位で一定額減税」 浮上」、「配偶者手当見直し 年収制限で 首相指示、まず公務員」との記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・配偶者控除が「男性は仕事、女性は家庭」という価値観を生み、女性の社会進出を阻む壁になっていると、しばしば話題になる。
- ・主婦の年収が103万円を超えると、「手取りが減る」というイメージは誤解だ。
- ・主婦の年収が103万円を超えても、夫の配偶者控除を一気にゼロにするのではなく、妻の収入が110万円なら31万円、120万円なら21万円、130万円なら11万円といったように、妻の収入が141万円に達するまで、緩やかに控除額を減らしていく仕組み（配偶者特別控除）だ。
- ・厚生労働省の調査では、就業を抑える理由として「103万円の壁」を挙げた人は5割にのぼる。厚労省によれば、企業の3分の2は結婚している社員に上乘せ手当を支給している。内閣府の調査では8割の企業でこういった手当の支給基準が「妻の年収103万円以下」だ。
- ・国の制度としての問題は社会保険料を巡る「130万円の壁」にある。専業主婦はパート労働などの収入が130万円未満なら保険料を納めなくても年金や医療給付を受けられる。この金額を超すと、年金や健康保険の保険料が突然発生する。
- ・共働き世帯が増えるなか、女性の働き方に中立な税制とはなにか。政府の税制調査会は今後、配偶者控除の見直しも含めた所得税の中長期的な改革論議を本格化する。家族観の違いや減増税の利害対立を伴うテーマなので、来年度の改正は見送り、数年かけて議論する。
- ・政府税調ではまず、配偶者控除と基礎控除の仕組みを見直して、夫婦の控除額がそれぞれの年収にかかわらず一定になる「家族控除」の仕組みを導入する案を議論した。それぞれの年収がいくらでも、夫婦で計76万円の所得控除を受けられるようにすれば、税制が働き方を左右することがなくなるとの発想だ。
- ・安倍首相は21日の経済財政諮問会議で、女性の就労拡大に向けた具体策の検討を急ぐように関係閣僚に指示した。まずは国家公務員を対象に妻の年収に応じた制限の見直しを検討するよう、人事院総裁に求めた。国が率先して女性の就労

拡大を促す環境を整える狙いだ。

- ・国家公務員の配偶者手当は月1万3000円で、配偶者の収入が130万円を超えると支給されなくなる。民間も配偶者の収入制限を103万円や130万円に設定している企業が多く、女性の就業が阻害されているとの指摘がある。

と書かれておりました。

**\*来月年末調整の時期ですが、奥さんの年収を103万円以内に抑えているという話をよく聞きます。配偶者控除の見直しだけではなく社会保険との関係や配偶者手当との関係もからんできますので、じっくりと時間をかけて検討しないといけない内容です。また関連情報が出てきましたら取り上げさせていただきます。**

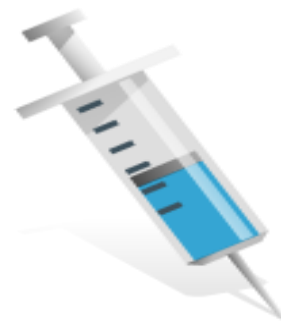


(写真は、かやぶき屋根の家の中からの写真です)

## 4 薬(クスリ)はリスク!? その2

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、先月に引き続き「薬」の情報について書かせていただきます。



### 予防接種は必要か?

この時期になるとインフルエンザの予防接種をする方が増えてきますね。そこで、今回は予防接種についての記事を書いてみることにします。

まず予防接種（ワクチン）についてどのような説明をされているのかをネットで調べておきますと、一般財団法人日本ワクチン産業協会という団体にたどり着きました。これまでこういう財団法人があること自体知らなかったのですが、色んな財団法人がありますね。そのサイトでは、

「予防接種は、各種の病原体に対して免疫を持たない感受性者あるいは、免疫の増強効果（ブースター効果）を目的とする者を対象に行われるもので、感染予防、発病予防、重症化予防、感染症のまん延予防などを目的としています」

と説明されております。表現に問題があるかもしれませんが、簡単に説明するなら

「毒をもって毒を制す」  
ということになりますか。

さらに病原体（ウイルス）をあえて注射して体内に入れるので、そのウイルスが体内で活性化するのを抑えるために**発がん性のある劇薬とされている ホルマリン**  
**有害物質である アルミニウム・水銀**  
などがワクチンに含まれているようです。

こういった有害物質が含まれているものを予防接種で打つ必要が果たしてあるのか考えてみませんか？

参考にさせてもらった書籍には、

**「ワクチンはどんなに推奨されても打つ必要のないもの、もつとえば、打たないほうがいいもの」**

**「病気を未然に防いでくれるはずのものであり、医療の最大の叡智の一つであるワクチンですが、見方を変えると恐ろしい副作用のリスクが常について回る存在」**

**「ワクチンを接種した人は、治癒機転をワクチンに依存するために、接種機会が増えるほど自己免疫力（自然治癒力）が低下してしまいます」**

**「日本人の免疫力を高めることが感染症に対する最高の手段。ウイルス感染を予防するためのワクチンを打つことより、免疫力を高めることを考えるべき」**

**「現在日本では、インフルエンザが重篤化するリスクが高いとして、お年寄りや子ども、乳児、妊婦などは優先的にワクチンの接種ができるようになっています。しかし、むしろ抵抗力がない人ほど、副作用のリスクが高いとみるべきです。」**

などが書かれております。

私は、インフルエンザのワクチンをずっと接種しておりませ

んし、これからもおそらく接種することはないと思っております。

インフルエンザ以外にも子宮頸がんワクチンなどでも副作用が報告されているようです。これをきっかけにして予防接種を接種することが必要なかどうか考えていただければと思います。

#### 【参考文献】

- ・宇多川久美子著 「薬が病気をつくる」 あさ出版
- ・一般財団法人日本ワクチン産業協会ホームページ内 よ〜くわかる予防接種
- ・監修 医学博士 真弓定夫 「子宮頸ガンワクチンはも〜いらない！」 美健ガイド社

## 5 編集後記

先月の編集後記で書きました **tern**（ターン）という自転車メーカーの **Verge**（ヴィアージュ） P9 でサイクリングに行った際に撮影しました。この自転車でのサイクリングデビューとして京都の美山を考えていたのですが、あいにく天気が良くなかったので、友人に誘われて枚方市へお蕎麦を食べに行くのがこの自転車でのサイクリングデビューとなりました。



今月も最後までお読みいただきありがとうございました。